

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-340407

(P2006-340407A)

(43) 公開日 平成18年12月14日(2006.12.14)

(51) Int.C1.

HO4L 9/14

(2006.01)

F 1

HO4L 9/00

641

テーマコード(参考)

5J1O4

審査請求 有 請求項の数 18 O L (全 29 頁)

(21) 出願番号 特願2006-258760 (P2006-258760)  
 (22) 出願日 平成18年9月25日 (2006.9.25)  
 (62) 分割の表示 特願平9-106136の分割  
 原出願日 平成9年4月23日 (1997.4.23)

(71) 出願人 000002185  
 ソニー株式会社  
 東京都品川区北品川6丁目7番35号  
 (74) 代理人 100082131  
 弁理士 稲本 義雄  
 (72) 発明者 石黒 隆二  
 東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソ  
 ニー株式会社内  
 (72) 発明者 大澤 義知  
 東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソ  
 ニー株式会社内  
 (72) 発明者 刑部 義雄  
 東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソ  
 ニー株式会社内

最終頁に続く

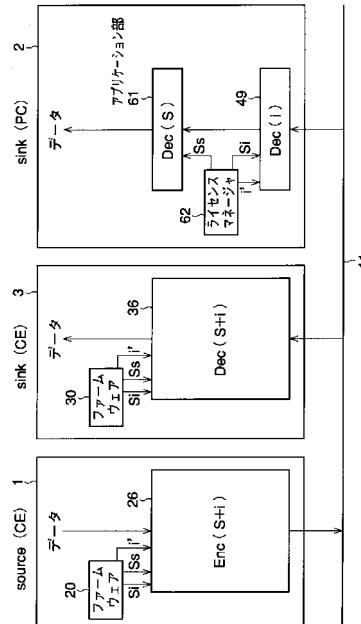
(54) 【発明の名称】暗号化装置および方法、並びに復号装置および方法

## (57) 【要約】

【課題】不正なコピーを確実に防止する。

【解決手段】DVDプレーヤ1の1394インターフェース2で暗号化されたデータを、1394バス11を介して、パーソナルコンピュータ2と光磁気ディスク装置3に伝送する。機能を変更することがユーザに開放されていない光磁気ディスク装置3においては、受信したデータを1394インターフェース36で復号する。これに対して、機能の変更がユーザに開放されているパーソナルコンピュータ2においては、1394インターフェース49で時変キー1を用いて暗号化データを復号し、その復号結果をアプリケーション部61でセッションキーSを用いてさらに復号する。

【選択図】図10



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

暗号鍵を用いてデータを暗号化する暗号化装置において、  
第1の鍵情報を供給する第1の供給手段と、  
セッション中に変更される第2の鍵情報を供給する第2の供給手段と、  
前記第2の鍵情報の変更に応じて前記セッション中に所定のタイミングで変更される前記暗号鍵を、前記第1の鍵情報と前記第2の鍵情報とに基づいて生成する生成手段と、  
前記暗号鍵を用いてデータを暗号化する暗号化手段と  
を備えることを特徴とする暗号化装置。

**【請求項 2】**

前記暗号鍵で暗号化されたデータを、他の装置に送信する送信手段  
をさらに備える  
ことを特徴とする請求項1に記載の暗号化装置。

**【請求項 3】**

暗号鍵を用いてデータを暗号化する暗号化装置の暗号化方法において、  
第1の鍵情報を供給し、  
セッション中に変更される第2の鍵情報を供給し、  
前記第2の鍵情報の変更に応じて前記セッション中に所定のタイミングで変更される前記暗号鍵を、前記第1の鍵情報と前記第2の鍵情報とに基づいて生成し、  
前記暗号鍵を用いてデータを暗号化する  
ことを特徴とする暗号化方法。

**【請求項 4】**

前記暗号鍵で暗号化されたデータを、他の装置に送信する  
ことを特徴とする請求項3に記載の暗号化方法。

**【請求項 5】**

暗号鍵を用いてデータを復号する復号装置において、  
暗号化されたデータを受信する受信手段と、  
第1の鍵情報を供給する第1の供給手段と、  
セッション中に変更される第2の鍵情報を供給する第2の供給手段と、  
前記第2の鍵情報の変更に応じて前記セッション中に所定のタイミングで変更される前記暗号鍵を、前記第1の鍵情報と前記第2の鍵情報とに基づいて生成する生成手段と、  
前記暗号鍵を用いて、前記受信手段で受信された暗号化されたデータを復号する復号手段と  
を備えることを特徴とする復号装置。

**【請求項 6】**

暗号鍵を用いてデータを復号する復号装置の復号方法において、  
暗号化されたデータを受信し、  
第1の鍵情報を供給し、  
セッション中に変更される第2の鍵情報を供給し、  
前記第2の鍵情報の変更に応じて前記セッション中に所定のタイミングで変更される前記暗号鍵を、前記第1の鍵情報と前記第2の鍵情報とに基づいて生成し、  
前記暗号鍵を用いて、受信した暗号化されたデータを復号する  
ことを特徴とする復号方法。

**【請求項 7】**

暗号鍵を用いてデータを暗号化する暗号化装置において、  
暗号化部と、  
前記暗号化部に接続された暗号鍵生成部と、  
前記暗号鍵生成部に接続された第1の鍵情報供給部と、  
前記暗号鍵生成部に接続された第2の鍵情報供給部と  
を備え、

10

20

30

40

50

前記暗号化部は、前記第1の鍵情報供給部から供給される第1の鍵情報と、前記第2の鍵情報供給部から供給される、セッション中に所定のタイミングで変更される第2の鍵情報とに基づいて前記暗号鍵生成部によって生成された前記暗号鍵を用いて、前記データを暗号化する

ことを特徴とする暗号化装置。

【請求項8】

前記暗号鍵で暗号化されたデータを、他の装置に送信する送信部をさらに備える

ことを特徴とする請求項7に記載の暗号化装置。

【請求項9】

10

暗号鍵を用いてデータを復号する復号装置において、受信部と、

前記受信部に接続された復号部と、

前記復号部に接続された暗号鍵生成部と、

前記暗号鍵生成部に接続された第1の鍵情報供給部と、

前記暗号鍵生成部に接続された第2の鍵情報供給部とを備え、

前記復号部は、前記第1の鍵情報供給部から供給される第1の鍵情報と、前記第2の鍵情報供給部から供給される、セッション中に所定のタイミングで変更される第2の鍵情報とに基づいて前記暗号鍵生成部によって生成された前記暗号鍵を用いて、前記受信部で受信された暗号化されたデータを復号する

20

ことを特徴とする復号装置。

【請求項10】

30

暗号鍵を用いてデータを暗号化する暗号化装置において、

他の装置との通信によって、前記暗号化装置と前記他の装置との間で共通に保持されている第1の鍵情報を供給する第1供給手段と、

所定のタイミングで変更される第2の鍵情報を供給する第2供給手段と、

前記第2の鍵情報の変更に応じて前記所定のタイミングで変更される前記暗号鍵を、前記他の装置と共に保持する前記第1の鍵情報と前記所定のタイミングで変更される前記第2の鍵情報とに基づいて生成する生成手段と、

前記暗号鍵を用いてデータを暗号化する暗号化手段とを備えることを特徴とする暗号化装置。

【請求項11】

前記暗号鍵で暗号化されたデータを、前記他の装置に送信する送信手段をさらに備える

ことを特徴とする請求項10に記載の暗号化装置。

【請求項12】

40

暗号鍵を用いてデータを暗号化する暗号化装置の暗号化方法において、

他の装置との通信によって、前記暗号化装置と前記他の装置との間で共通に保持されている第1の鍵情報を供給し、

所定のタイミングで変更される第2の鍵情報を供給し、

前記第2の鍵情報の変更に応じて前記所定のタイミングで変更される前記暗号鍵を、前記他の装置と共に保持する前記第1の鍵情報と前記所定のタイミングで変更される前記第2の鍵情報とに基づいて生成し、

前記暗号鍵を用いてデータを暗号化する

ことを特徴とする暗号化方法。

【請求項13】

前記暗号鍵で暗号化されたデータを、前記他の装置に送信することを特徴とする請求項12に記載の暗号化方法。

【請求項14】

50

暗号鍵を用いてデータを復号する復号装置において、  
暗号化されたデータを受信する受信手段と、  
他の装置との通信によって、前記復号装置と前記他の装置との間で共通に保持されている第1の鍵情報を供給する第1の供給手段と、  
所定のタイミングで変更される第2の鍵情報を供給する第2の供給手段と、  
前記第2の鍵情報の変更に応じて前記所定のタイミングで変更される前記暗号鍵を、前記他の装置と共に保持する前記第1の鍵情報と前記所定のタイミングで変更される前記第2の鍵情報に基づいて生成する生成手段と、  
前記暗号鍵を用いて、前記受信手段で受信された暗号化されたデータを復号する復号手段と  
を備えることを特徴とする復号装置。

10

【請求項15】

暗号鍵を用いてデータを復号する復号装置の復号方法において、  
暗号化されたデータを受信し、  
他の装置との通信によって、前記復号装置と前記他の装置との間で共通に保持されている第1の鍵情報を供給し、  
所定のタイミングで変更される第2の鍵情報を供給し、  
前記第2の鍵情報の変更に応じて前記所定のタイミングで変更される前記暗号鍵を、前記他の装置と共に保持する前記第1の鍵情報と前記所定のタイミングで変更される前記第2の鍵情報に基づいて生成し、  
前記暗号鍵を用いて、受信した暗号化されたデータを復号する  
ことを特徴とする復号方法。

20

【請求項16】

暗号鍵を用いてデータを暗号化する暗号化装置において、  
暗号化部と、  
前記暗号化部に接続された暗号鍵生成部と、  
前記暗号鍵生成部に接続された第1の鍵情報供給部と、  
前記暗号鍵生成部に接続された第2の鍵情報供給部と  
を備え、  
前記暗号化部は、前記第1の鍵情報供給部から供給される、他の装置との通信によって前記他の装置との間で共通に保持されている第1の鍵情報と、前記第2の鍵情報供給部から供給される、所定のタイミングで変更される第2の鍵情報に基づいて前記暗号鍵生成部によって生成された前記暗号鍵を用いて、前記データを暗号化する  
ことを特徴とする暗号化装置。

30

【請求項17】

前記暗号鍵で暗号化されたデータを、前記他の装置に送信する送信部  
をさらに備える  
ことを特徴とする請求項16に記載の暗号化装置。

【請求項18】

暗号鍵を用いてデータを復号する復号装置において、  
受信部と、  
前記受信部に接続された復号部と、  
前記復号部に接続された暗号鍵生成部と、  
前記暗号鍵生成部に接続された第1の鍵情報供給部と、  
前記暗号鍵生成部に接続された第2の鍵情報供給部と  
を備え、  
前記復号部は、前記第1の鍵情報供給部から供給される、他の装置との通信によって前記他の装置との間で共通に保持されている第1の鍵情報と、前記第2の鍵情報供給部から供給される、所定のタイミングで変更される第2の鍵情報に基づいて前記暗号鍵生成部によって生成された前記暗号鍵を用いて、前記受信部で受信された暗号化されたデータを  
50

**復号する**

ことを特徴とする復号装置。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、暗号化装置および方法、並びに復号装置および方法に関し、特に、より安全性を高めるようにした暗号化装置および方法、並びに復号装置および方法に関する。

**【背景技術】****【0002】**

最近、AV機器、コンピュータなどに代表される複数の電子機器を、バスで相互に接続し、ネットワークを構成して、ネットワーク内で各種のデータを相互に授受することができるようになってきた。

**【0003】**

その結果、例えば、ネットワークに接続されているDVDプレーヤにより、DVDから再生した映画のデータを、バスを介して、テレビジョン受像機、モニタなどの表示装置に転送し、表示することができる。通常、DVDより再生された映画を表示装置に表示して視聴することは、DVDを購入した時点において、著作権者から許容されるところである。

**【0004】**

しかしながら、DVDから再生されたデータを、他の記録媒体にコピーし、利用することは、一般的には著作権者から許容されていない。そこで、バス（ネットワーク）を介して送出するデータが、不法にコピーされるのを防止するために、送出する側において、データを暗号化するようにし、受信側において、これを復号することが考えられる。

**【0005】**

しかしながら、DVDプレーヤ、テレビジョン受像機などのコンシューマエレクトロニクス機器（CE機器）は、通常、所定の目的のために設計、製造されているものであり、ユーザがこれを改造したり、他の部品を組み込んだりして、装置の内部のデータを取得したり、改ざんしたりすること（機能の変更）はできないように製造されている。これに対して、例えばパーソナルコンピュータは、多くの場合、アーキテクチャや回路が公開されており、ボードなどを追加したり、各種のアプリケーションソフトウェアをインストールすることにより、様々な機能を追加、変更することができるようになされている。

**【0006】**

従って、パーソナルコンピュータにおいては、その内部バス上のデータを、所定のハードウェアを付加したり、ソフトウェアプログラムを作成することで、パーソナルコンピュータ内部のバス上のデータを直接見たり、改ざんすることが、比較的容易に行うことができる。このことは、例えば、DVDプレーヤからテレビジョン受像機に暗号化して伝送したデータを、パーソナルコンピュータで受け取り、これを復号して、コピーしたりすることが、アプリケーションソフトウェアを作成することで、容易に行えることを意味する。

**【0007】**

換言すれば、パーソナルコンピュータは、バスを介して、通信を行うリンク部と、送受信するデータを用意したり、受信したデータを利用するアプリケーション部とのつながりが希薄であり、物理的にも、論理的にも、そこにユーザが手を加えることができる部分が多い。これに対して、CE機器においては、両者のつながりが密接で、ユーザが介在できる部分が殆どない。

**【発明の開示】****【発明が解決しようとする課題】****【0008】**

本発明はこのような状況に鑑みてなされたものであり、データの不正なコピーを、より確実に防止することができるようとするものである。

**【課題を解決するための手段】****【0009】**

10

20

30

40

50

本発明の第1の側面の暗号化装置は、暗号鍵を用いてデータを暗号化する暗号化装置において、第1の鍵情報を供給する第1の供給手段と、セッション中に変更される第2の鍵情報を供給する第2の供給手段と、前記第2の鍵情報の変更に応じて前記セッション中に所定のタイミングで変更される前記暗号鍵を、前記第1の鍵情報と前記第2の鍵情報とに基づいて生成する生成手段と、前記暗号鍵を用いてデータを暗号化する暗号化手段とを備えることを特徴とする。

【0010】

本発明の第1の側面の暗号化装置は、前記暗号鍵で暗号化されたデータを、他の装置に送信する送信手段をさらに備えることができる。

【0011】

本発明の第1の側面の暗号化方法は、暗号鍵を用いてデータを暗号化する暗号化装置の暗号化方法において、第1の鍵情報を供給し、セッション中に変更される第2の鍵情報を供給し、前記第2の鍵情報の変更に応じて前記セッション中に所定のタイミングで変更される前記暗号鍵を、前記第1の鍵情報と前記第2の鍵情報とに基づいて生成し、前記暗号鍵を用いてデータを暗号化することを特徴とする。

【0012】

本発明の第1の側面の暗号化方法は、前記暗号鍵で暗号化されたデータを、他の装置に送信することができる。

【0013】

本発明の第2の側面の復号装置は、暗号鍵を用いてデータを復号する復号装置において、暗号化されたデータを受信する受信手段と、第1の鍵情報を供給する第1の供給手段と、セッション中に変更される第2の鍵情報を供給する第2の供給手段と、前記第2の鍵情報の変更に応じて前記セッション中に所定のタイミングで変更される前記暗号鍵を、前記第1の鍵情報と前記第2の鍵情報とに基づいて生成する生成手段と、前記暗号鍵を用いて、前記受信手段で受信された暗号化されたデータを復号する復号手段とを備えることを特徴とする。

【0014】

本発明の第2の側面の復号方法は、暗号鍵を用いてデータを復号する復号装置の復号方法において、暗号化されたデータを受信し、第1の鍵情報を供給し、セッション中に変更される第2の鍵情報を供給し、前記第2の鍵情報の変更に応じて前記セッション中に所定のタイミングで変更される前記暗号鍵を、前記第1の鍵情報と前記第2の鍵情報とに基づいて生成し、前記暗号鍵を用いて、受信した暗号化されたデータを復号することを特徴とする。

【0015】

本発明の第3の側面の暗号化装置は、暗号鍵を用いてデータを暗号化する暗号化装置において、暗号化部と、前記暗号化部に接続された暗号鍵生成部と、前記暗号鍵生成部に接続された第1の鍵情報供給部と、前記暗号鍵生成部に接続された第2の鍵情報供給部とを備え、前記暗号化部は、前記第1の鍵情報供給部から供給される第1の鍵情報と、前記第2の鍵情報供給部から供給される、セッション中に所定のタイミングで変更される第2の鍵情報とに基づいて前記暗号鍵生成部によって生成された前記暗号鍵を用いて、前記データを暗号化することを特徴とする。

【0016】

本発明の第3の側面の暗号化装置は、前記暗号鍵で暗号化されたデータを、他の装置に送信する送信部をさらに備えることができる。

【0017】

本発明の第4の側面の復号装置は、暗号鍵を用いてデータを復号する復号装置において、受信部と、前記受信部に接続された復号部と、前記復号部に接続された暗号鍵生成部と、前記暗号鍵生成部に接続された第1の鍵情報供給部と、前記暗号鍵生成部に接続された第2の鍵情報供給部とを備え、前記復号部は、前記第1の鍵情報供給部から供給される第1の鍵情報と、前記第2の鍵情報供給部から供給される、セッション中に所定のタイミングで変更される第2の鍵情報とに基づいて前記暗号鍵生成部によって生成された前記暗号鍵を用いて、前記データを復号することを特徴とする。

10

20

30

40

50

グで変更される第2の鍵情報を基づいて前記暗号鍵生成部によって生成された前記暗号鍵を用いて、前記受信部で受信された暗号化されたデータを復号することを特徴とする。

【0018】

本発明の第5の側面の暗号化装置は、暗号鍵を用いてデータを暗号化する暗号化装置において、他の装置との通信によって、前記暗号化装置と前記他の装置との間で共通に保持されている第1の鍵情報を供給する第1供給手段と、所定のタイミングで変更される第2の鍵情報を供給する第2供給手段と、前記第2の鍵情報の変更に応じて前記所定のタイミングで変更される前記暗号鍵を、前記他の装置と共に保持する前記第1の鍵情報と前記所定のタイミングで変更される前記第2の鍵情報とに基づいて生成する生成手段と、前記暗号鍵を用いてデータを暗号化する暗号化手段とを備えることを特徴とする。

10

【0019】

本発明の第5の側面の暗号化装置は、前記暗号鍵で暗号化されたデータを、前記他の装置に送信する送信手段をさらに備えることができる。

【0020】

本発明の第5の側面の暗号化方法は、暗号鍵を用いてデータを暗号化する暗号化装置の暗号化方法において、他の装置との通信によって、前記暗号化装置と前記他の装置との間で共通に保持されている第1の鍵情報を供給し、所定のタイミングで変更される第2の鍵情報を供給し、前記第2の鍵情報の変更に応じて前記所定のタイミングで変更される前記暗号鍵を、前記他の装置と共に保持する前記第1の鍵情報と前記所定のタイミングで変更される前記第2の鍵情報とに基づいて生成し、前記暗号鍵を用いてデータを暗号化することを特徴とする。

20

【0021】

本発明の第5の側面の暗号化方法は、前記暗号鍵で暗号化されたデータを、前記他の装置に送信することができる。

【0022】

本発明の第6の側面の復号装置は、暗号鍵を用いてデータを復号する復号装置において、暗号化されたデータを受信する受信手段と、他の装置との通信によって、前記復号装置と前記他の装置との間で共通に保持されている第1の鍵情報を供給する第1の供給手段と、所定のタイミングで変更される第2の鍵情報を供給する第2の供給手段と、前記第2の鍵情報の変更に応じて前記所定のタイミングで変更される前記暗号鍵を、前記他の装置と共に保持する前記第1の鍵情報と前記所定のタイミングで変更される前記第2の鍵情報とに基づいて生成する生成手段と、前記暗号鍵を用いて、前記受信手段で受信された暗号化されたデータを復号する復号手段とを備えることを特徴とする。

30

【0023】

本発明の第6の側面の復号方法は、暗号鍵を用いてデータを復号する復号装置の復号方法において、暗号化されたデータを受信し、他の装置との通信によって、前記復号装置と前記他の装置との間で共通に保持されている第1の鍵情報を供給し、所定のタイミングで変更される第2の鍵情報を供給し、前記第2の鍵情報の変更に応じて前記所定のタイミングで変更される前記暗号鍵を、前記他の装置と共に保持する前記第1の鍵情報と前記所定のタイミングで変更される前記第2の鍵情報とに基づいて生成し、前記暗号鍵を用いて、受信した暗号化されたデータを復号することを特徴とする。

40

【0024】

本発明の第7の側面の暗号化装置は、暗号鍵を用いてデータを暗号化する暗号化装置において、暗号化部と、前記暗号化部に接続された暗号鍵生成部と、前記暗号鍵生成部に接続された第1の鍵情報供給部と、前記暗号鍵生成部に接続された第2の鍵情報供給部とを備え、前記暗号化部は、前記第1の鍵情報供給部から供給される、他の装置との通信によって前記他の装置との間で共通に保持されている第1の鍵情報と、前記第2の鍵情報供給部から供給される、所定のタイミングで変更される第2の鍵情報とに基づいて前記暗号鍵生成部によって生成された前記暗号鍵を用いて、前記データを暗号化することを特徴とする。

50

## 【0025】

本発明の第7の側面の暗号化装置は、前記暗号鍵で暗号化されたデータを、前記他の装置に送信する送信部をさらに備えることができる。

## 【0026】

本発明の第8の側面の復号装置は、暗号鍵を用いてデータを復号する復号装置において、受信部と、前記受信部に接続された復号部と、前記復号部に接続された暗号鍵生成部と、前記暗号鍵生成部に接続された第1の鍵情報供給部と、前記暗号鍵生成部に接続された第2の鍵情報供給部とを備え、前記復号部は、前記第1の鍵情報供給部から供給される、他の装置との通信によって前記他の装置との間で共通に保持されている第1の鍵情報と、前記第2の鍵情報供給部から供給される、所定のタイミングで変更される第2の鍵情報とに基づいて前記暗号鍵生成部によって生成された前記暗号鍵を用いて、前記受信部で受信された暗号化されたデータを復号することを特徴とする。

## 【0027】

本発明の第1の側面においては、セッション中に変更される第2の鍵情報の変更に応じて前記セッション中に所定のタイミングで変更される暗号鍵が、第1の鍵情報と前記第2の鍵情報とにに基づいて生成され、前記暗号鍵を用いてデータが暗号化される。

## 【0028】

本発明の第2の側面においては、暗号化されたデータが受信され、セッション中に変更される第2の鍵情報の変更に応じて前記セッション中に所定のタイミングで変更される暗号鍵が、第1の鍵情報と前記第2の鍵情報とにに基づいて生成され、前記暗号鍵を用いて、暗号化されたデータが復号される。

## 【0029】

本発明の第3の側面においては、第1の鍵情報と、セッション中に所定のタイミングで変更される第2の鍵情報とにに基づいて生成された暗号鍵を用いて、データが暗号化される。

## 【0030】

本発明の第4の側面においては、第1の鍵情報と、セッション中に所定のタイミングで変更される第2の鍵情報とにに基づいて生成された暗号鍵を用いて、暗号化されたデータが復号される。

## 【0031】

本発明の第5の側面においては、所定のタイミングで変更される第2の鍵情報の変更に応じて前記所定のタイミングで変更される暗号鍵が、他の装置と共に保持する第1の鍵情報と前記所定のタイミングで変更される前記第2の鍵情報とにに基づいて生成され、前記暗号鍵を用いてデータが暗号化される。

## 【0032】

本発明の第6の側面においては、所定のタイミングで変更される第2の鍵情報の変更に応じて前記所定のタイミングで変更される暗号鍵が、他の装置と共に保持する第1の鍵情報と前記所定のタイミングで変更される前記第2の鍵情報とにに基づいて生成され、前記暗号鍵を用いて、暗号化されたデータが復号される。

## 【0033】

本発明の第7の側面においては、他の装置との通信によって前記他の装置との間で共通に保持されている第1の鍵情報と、所定のタイミングで変更される第2の鍵情報とにに基づいて生成された前記暗号鍵を用いて、データが暗号化される。

## 【0034】

本発明の第8の側面においては、他の装置との通信によって前記他の装置との間で共通に保持されている第1の鍵情報と、所定のタイミングで変更される第2の鍵情報とにに基づいて生成された暗号鍵を用いて、暗号化されたデータが復号される。

## 【発明の効果】

## 【0035】

以上の如く、本発明の第1の側面、第3の側面、第5の側面、および第7の側面によれ

10

20

30

40

50

ば、より安全に暗号化を行うことが可能となる。

#### 【0036】

また、本発明の第2の側面、第4の側面、第6の側面、および第8の側面によれば、より安全に暗号化されているデータを復号することが可能となる。

#### 【発明を実施するための最良の形態】

#### 【0037】

図1は、本発明を適用した情報処理システムの構成例を表している。この構成例においては、IEEE1394シリアルバス11を介してDVDプレーヤ1、パーソナルコンピュータ2、光磁気ディスク装置3、データ放送受信装置4、モニタ5、テレビジョン受像機6が相互に接続されている。

#### 【0038】

図2は、この内のDVDプレーヤ1、パーソナルコンピュータ2、および光磁気ディスク装置3の内部のより詳細な構成例を表している。DVDプレーヤ1は、1394インターフェース26を介して、1394バス11に接続されている。CPU21は、ROM22に記憶されているプログラムに従って各種の処理を実行し、RAM23は、CPU21が各種の処理を実行する上において必要なデータやプログラムなどを適宜記憶する。操作部24は、ボタン、スイッチ、リモートコントローラなどにより構成され、ユーザにより操作されたとき、その操作に対応する信号を出力する。ドライブ25は、図示せぬDVD(ディスク)を駆動し、そこに記録されているデータを再生するようになされている。EEPROM27は、装置の電源オフ後も記憶する必要のある情報(この実施の形態の場合、鍵情報)を記憶するようになされている。内部バス28は、これらの各部を相互に接続している。

#### 【0039】

光磁気ディスク装置3は、CPU31乃至内部バス38を有している。これらは、上述したDVDプレーヤ1におけるCPU21乃至内部バス28と同様の機能を有するものであり、その説明は省略する。ただし、ドライブ35は、図示せぬ光磁気ディスクを駆動し、そこにデータを記録または再生するようになされている。

#### 【0040】

パーソナルコンピュータ2は、1394インターフェース49を介して1394バス11に接続されている。CPU41は、ROM42に記憶されているプログラムに従って各種の処理を実行する。RAM43には、CPU41が各種の処理を実行する上において必要なデータやプログラムなどが適宜記憶される。出入力インターフェース44には、キーボード45とマウス46が接続されており、それらから入力された信号をCPU41に出力するようになされている。また、出入力インターフェース44には、ハードディスク(HDD)47が接続されており、そこにデータ、プログラムなどを記録再生することができるようになされている。出入力インターフェース44にはまた、拡張ボード48を適宜装着し、必要な機能を付加することができるようになされている。EEPROM50には、電源オフ後も保持する必要のある情報(この実施の形態の場合、各種の鍵情報)が記憶されるようになされている。例えば、PCI(Peripheral Component Interconnect)、ローカルバスなどにより構成される内部バス51は、これらの各部を相互に接続するようになされている。

#### 【0041】

なお、この内部バス51は、ユーザに対して解放されており、ユーザは、拡張ボード48に所定のボードを適宜接続したり、所定のソフトウェアプログラムを作成して、CPU41にインストールすることで、内部バス51により伝送されるデータを適宜受信することができるようになされている。

#### 【0042】

これに対して、DVDプレーヤ1や光磁気ディスク装置3などのコンシューマエレクトロニクス(CE)装置においては、内部バス28や内部バス38は、ユーザに解放されておらず、特殊な改造などを行わない限り、そこに伝送されるデータを取得することができないようになされている。

#### 【0043】

10

20

30

40

50

次に、所定のソースとシンクとの間で行われる認証の処理について説明する。この認証の処理は、図3に示すように、ソースとしての、例えばDVDプレーヤ1のROM22に予め記憶されているソフトウェアプログラムの1つとしてのファームウェア20と、シンクとしての、例えばパーソナルコンピュータ2のROM42に記憶されており、CPU41が処理するソフトウェアプログラムの1つとしてのライセンスマネージャ62との間において行われる。

#### 【0044】

図4は、ソース(DVDプレーヤ1)と、シンク(パーソナルコンピュータ2)との間ににおいて行われる認証の手順を示している。DVDプレーヤ1のEEPROM27には、サービスキー(service\_key)と関数(hash)が予め記憶されている。これらはいずれも著作権者から、このDVDプレーヤ1のユーザに与えられたものであり、各ユーザは、EEPROM27に、これを秘密裡に保管しておくものである。  
10

#### 【0045】

サービスキーは、著作権者が提供する情報毎に与えられるものであり、この1394バス11で構成されるシステムにおいて、共通のものである。なお、本明細書において、システムとは、複数の装置で構成される全体的な装置を示すものとする。

#### 【0046】

hash関数は、任意長の入力に対して、64ビットまたは128ビットなどの固定長のデータを出力する関数であり、 $y (= \text{hash}(x))$ を与えられたとき、 $x$ を求めることが困難であり、かつ、 $\text{hash}(x_1) = \text{hash}(x_2)$ となる $x_1$ と、 $x_2$ の組を求めることが困難となる関数である。1方向hash関数の代表的なものとして、MD5やSHAなどが知られている。この1方向hash関数については、Bruce Schneier著の「Applied Cryptography(Second Edition), Wiley」に詳しく解説されている。  
20

#### 【0047】

一方、シンクとしての例えばパーソナルコンピュータ2は、著作権者から与えられた、自分自身に固有の識別番号(ID)とライセンスキー(license\_key)をEEPROM50に秘密裡に保持している。このライセンスキーは、nビットのIDとmビットのサービスキーを連結して得たn+mビットのデータ(ID || service\_key)に対して、hash関数を適用して得られる値である。すなわち、ライセンスキーは次式で表される。

license\_key=hash(ID || service\_key)

30

#### 【0048】

IDとしては、例えば1394バス11の規格に定められているnode\_unique\_IDを用いることができる。このnode\_unique\_IDは、図5に示すように、8バイト(64ビット)で構成され、最初の3バイトは、IEEEで管理され、電子機器の各メーカーにIEEEから付与される。また、下位5バイトは、各メーカーが、自分自身がユーザに提供する各装置に対して付与することができるものである。各メーカーは、例えば下位5バイトに対してシリアルに、1台に1個の番号を割り当てるようにし、5バイト分を全部使用した場合には、上位3バイトがさらに別の番号となっているnode\_unique\_IDの付与を受け、そして、その下位5バイトについて1台に1個の番号を割り当てるようにする。従って、このnode\_unique\_IDは、メーカーに拘らず、1台毎に異なるものとなり、各装置に固有のものとなる。  
40

#### 【0049】

ステップS1において、DVDプレーヤ1のファームウェア20は、1394インタフェース26を制御し、1394バス11を介してパーソナルコンピュータ2に対してIDを要求する。パーソナルコンピュータ2のライセンスマネージャ62は、ステップS2において、このIDの要求を受信する。すなわち、1394インタフェース49は、1394バス11を介してDVDプレーヤ1から伝送されてきたID要求の信号を受信すると、これをCPU41に出力する。CPU41のライセンスマネージャ62は、このID要求を受けたとき、ステップS3においてEEPROM50に記憶されているIDを読み出し、これを1394インタフェース49を介して1394バス11からDVDプレーヤ1に伝送する。

#### 【0050】

50

DVDプレーヤ1においては、ステップS4で1394インターフェース26が、このIDを受け取ると、このIDがCPU21で動作しているファームウェア20に供給される。

【0051】

ファームウェア20は、ステップS5において、パーソナルコンピュータ2から伝送を受けたIDと、EEPROM27に記憶されているサービスキーを結合して、データ(ID || service\_key)を生成し、このデータに対して、次式に示すようにhash関数を適用して、キーIkを生成する。

$Ik = \text{hash}(\text{ID} || \text{service\_key})$

【0052】

次に、ステップS6において、ファームウェア20は、暗号鍵skを生成する。この暗号鍵skの詳細については後述するが、この暗号鍵skは、セッションキーとしてDVDプレーヤ1とパーソナルコンピュータ2のそれぞれにおいて利用される。

【0053】

次に、ステップS7において、ファームウェア20は、ステップS5で生成した鍵Ikを鍵として、ステップS6で生成した暗号鍵skを暗号化して、暗号化データ(暗号化鍵)eを得る。すなわち、次式を演算する。 $e = \text{Enc}(Ik, sk)$

【0054】

なお、 $\text{Enc}(A, B)$ は、共通鍵暗号方式で、鍵Aを用いて、データBを暗号化することを意味する。

【0055】

次に、ステップS8で、ファームウェア20は、ステップS7で生成した暗号化データeをパーソナルコンピュータ2に伝送する。すなわち、この暗号化データeは、DVDプレーヤ1の1394インターフェース26から1394バス11を介してパーソナルコンピュータ2に伝送される。パーソナルコンピュータ2においては、ステップS9で、この暗号化データeを1394インターフェース49を介して受信する。ライセンスマネージャ62は、このようにして受信した暗号化データeをEEPROM50に記憶されているライセンスキ-を鍵として、次式に示すように復号し、復号鍵sk'を生成する。 $sk' = \text{Dec}(\text{license\_key}, e)$

【0056】

なお、ここで、 $\text{Dec}(A, B)$ は、共通鍵暗号方式で鍵Aを用いて、データBを復号することを意味する。

【0057】

なお、この共通鍵暗号方式における暗号化のアルゴリズムとしては、DESが知られている。共通鍵暗号化方式についても、上述した、Applied Cryptography(Second Edition)に詳しく解説されている。

【0058】

DVDプレーヤ1において、ステップS5で生成するキーIkは、パーソナルコンピュータ2のEEPROM50に記憶されている(license\_key)と同一の値となる。すなわち、次式が成立する。 $Ik = \text{license\_key}$

【0059】

従って、パーソナルコンピュータ2において、ステップS10で復号して得たキー $sk'$ は、DVDプレーヤ1において、ステップS6で生成した暗号鍵skと同一の値となる。すなわち、次式が成立する。 $sk' = sk$

【0060】

このように、DVDプレーヤ1(ソース)とパーソナルコンピュータ2(シンク)の両方において、同一の鍵sk, sk'を共有することができる。そこで、この鍵skをそのまま暗号鍵として用いるか、あるいは、これを基にして、それぞれが疑似乱数を作り出し、それを暗号鍵として用いることができる。

【0061】

ライセンスキ-は、上述したように、各装置に固有のIDと、提供する情報に対応するサ

10

20

30

40

50

ービスキーに基づいて生成されているので、他の装置がskまたはsk'を生成することはできない。また、著作権者から認められていない装置は、ライセンスキーを有していないので、skあるいはsk'を生成することができない。従って、その後DVDプレーヤ1が暗号鍵skを用いて再生データを暗号化してパーソナルコンピュータ2に伝送した場合、パーソナルコンピュータ2が適正にライセンスキーを得たものである場合には、暗号鍵sk'を有しているので、DVDプレーヤ1より伝送されてきた、暗号化されている再生データを復号することができる。しかしながら、パーソナルコンピュータ2が適正なものでない場合、暗号鍵sk'を有していないので、伝送されてきた暗号化されている再生データを復号することができない。換言すれば、適正な装置だけが共通の暗号鍵sk, sk'を生成することができるので、結果的に、認証が行われることになる。

10

## 【0062】

仮に1台のパーソナルコンピュータ2のライセンスキーが盗まれたとしても、IDが1台1台異なるので、そのライセンスキーを用いて、他の装置がDVDプレーヤ1から伝送されてきた暗号化されているデータを復号することはできない。従って、安全性が向上する。

## 【0063】

図6は、ソース(DVDプレーヤ1)に対して、パーソナルコンピュータ2だけでなく、光磁気ディスク装置3もシンクとして機能する場合の処理例を表している。

## 【0064】

この場合、シンク1としてのパーソナルコンピュータ2のEEPROM50には、IDとしてID1が、また、ライセンスキーとしてlicense\_key1が記憶されており、シンク2としての光磁気ディスク装置3においては、EEPROM37に、IDとしてID2が、また、ライセンスキーとしてlicense\_key2が記憶されている。

20

## 【0065】

DVDプレーヤ1(ソース)とパーソナルコンピュータ2(シンク1)の間において行われるステップS11乃至ステップS20の処理は、図4におけるステップS1乃至ステップS10の処理と実質的に同様の処理であるので、その説明は省略する。

## 【0066】

すなわち、上述したようにして、DVDプレーヤ1は、パーソナルコンピュータ2に対して認証処理を行う。そして次に、ステップS21において、DVDプレーヤ1は、光磁気ディスク装置3に対して、IDを要求する。光磁気ディスク装置3においては、ステップS22で1394インターフェース36を介して、このID要求信号が受信されると、そのファームウェア30(図10)は、ステップS23でEEPROM37に記憶されているID(ID2)を読み出し、これを1394インターフェース36から、1394バス11を介してDVDプレーヤ1に伝送する。DVDプレーヤ1のファームウェア20は、ステップS24で、1394インターフェース26を介して、このID2を受け取ると、ステップS25で、次式から鍵lk2を生成する。

lk2 = hash(ID2 || service\_key)

30

## 【0067】

さらに、ファームウェア20は、ステップS26で次式を演算し、ステップS16で生成した鍵skを、ステップS25で生成した鍵lk2を用いて暗号化し、暗号化したデータe2を生成する。

40

## 【0068】

そして、ステップS27で、ファームウェア20は、この暗号化データe2を1394インターフェース26から1394バス11を介して光磁気ディスク装置3に伝送する。

## 【0069】

光磁気ディスク装置3においては、ステップS28で1394インターフェース36を介して、この暗号化データe2を受信し、ステップS29で次式を演算して、暗号鍵sk2'を生成する。

sk2' = Dec(service\_key2, e2)

## 【0070】

50

以上のようにして、パーソナルコンピュータ2と光磁気ディスク装置3のそれぞれにおいて、暗号鍵 $sk_1'$ 、 $sk_2'$ が得られたことになる。これらの値は、DVDプレーヤ1における暗号鍵 $sk$ と同一の値となっている。

【0071】

図6の処理例においては、DVDプレーヤ1が、パーソナルコンピュータ2と、光磁気ディスク装置3に対して、それぞれ個別にIDを要求し、処理するようになっているのであるが、同報通信によりIDを要求することができる場合は、図7に示すような処理を行うことができる。

【0072】

すなわち、図7の処理例においては、ステップS41で、ソースとしてのDVDプレーヤ1が、全てのシンク（この例の場合、パーソナルコンピュータ2と光磁気ディスク装置3）に対して同報通信でIDを要求する。パーソナルコンピュータ2と光磁気ディスク装置3は、それぞれステップS42とステップS43で、このID転送要求の信号を受け取ると、それぞれステップS44またはステップS45で、EEPROM50またはEEPROM37に記憶されているID1またはID2を読み出し、これをDVDプレーヤ1に転送する。DVDプレーヤ1は、ステップS46とステップS47で、これらのIDをそれぞれ受信する。

【0073】

DVDプレーヤ1においては、さらにステップS48で、次式から暗号鍵 $Ik_1$ を生成する。

$Ik_1 = \text{hash}(ID_1 \mid\mid \text{service\_key})$

【0074】

さらに、ステップS49において、次式から暗号鍵 $Ik_2$ が生成される。

$Ik_2 = \text{hash}(ID_2 \mid\mid \text{service\_key})$

【0075】

DVDプレーヤ1においては、さらにステップS50で、暗号鍵 $sk$ が生成され、ステップS51で、次式で示すように、暗号鍵 $sk$ が、鍵 $Ik_1$ を鍵として暗号化される。

$e_1 = \text{Enc}(Ik_1, sk)$

【0076】

さらに、ステップS52においては、暗号鍵 $sk$ が、鍵 $Ik_2$ を鍵として、次式に従って暗号化される。

$e_2 = \text{Enc}(Ik_2, sk)$

【0077】

さらに、ステップS53においては、 $ID_1, e_1, ID_2, e_2$ が、それぞれ次式で示すように結合されて、暗号化データ $e$ が生成される。

$e = ID_1 \mid\mid e_1 \mid\mid ID_2 \mid\mid e_2$

【0078】

DVDプレーヤ1においては、さらにステップS54で、以上のようにして生成された暗号化データ $e$ が同報通信で、パーソナルコンピュータ2と光磁気ディスク装置3に伝送される。

【0079】

パーソナルコンピュータ2と光磁気ディスク装置3においては、それぞれステップS55またはステップS56で、これらの暗号化データ $e$ が受信される。そして、パーソナルコンピュータ2と光磁気ディスク装置3においては、それぞれステップS57またはステップS58において、次式で示す演算が行われ、暗号鍵 $sk_1', sk_2'$ が生成される。

$sk_1' = \text{Dec}(\text{license\_key}_1, e_1) \quad sk_2' = \text{Dec}(\text{license\_key}_2, e_2)$

【0080】

図8は、1つのシンクが複数のサービスを受けること（複数の種類の情報の復号）ができるようになされている場合の処理例を表している。すなわち、この場合においては、例えば、シンクとしてのパーソナルコンピュータ2は、複数のライセンスキー（ $\text{license\_key}_1, \text{license\_key}_2, \text{license\_key}_3$ など）をEEPROM50に記憶している。ソースとして

10

20

30

40

50

のDVDプレーヤ1は、そのEEPROM27に複数のサービスキー(service\_key1, service\_key2, service\_key3など)を記憶している。この場合、DVDプレーヤ1は、ステップS81でシンクとしてのパーソナルコンピュータ2に対してIDを要求するとき、DVDプレーヤ1が、これから転送しようとする情報(サービス)を識別するservice\_IDを転送する。パーソナルコンピュータ2においては、ステップS82で、これを受信したとき、EEPROM50に記憶されている複数のライセンスキーの中から、このservice\_IDに対応するものを選択し、これを用いて、ステップS90で復号処理を行う。その他の動作は、図4における場合と同様である。

## 【0081】

図9は、さらに他の処理例を表している。この例においては、ソースとしてのDVDプレーヤ1が、そのEEPROM27に、service\_key、hash関数、および疑似乱数発生関数pRNGを記憶している。これらは、著作権者から与えられたものであり、秘密裡に保管される。また、シンクとしてのパーソナルコンピュータ2のEEPROM50には、著作権者から与えられたID、LK, LK'、関数G、および疑似乱数発生関数pRNGを有している。

## 【0082】

LKは、著作権者が作成したユニークな乱数であり、LK'は、次式を満足するように生成されている。

$LK' = G^{-1}(R) \quad R = pRNG(H) \quad (+) \quad pRNG(LK) \quad H = \text{hash}(ID \mid \mid service\_key)$

## 【0083】

なお、 $G^{-1}$ は、Gの逆関数を意味する。 $G^{-1}$ は、所定の規則を知つていれば、簡単に計算することができるが、知らない場合には、計算することが難しいような特徴を有している。このような関数としては、公開鍵暗号に用いられている関数を利用することができます。

## 【0084】

また、疑似乱数発生関数は、ハードウェアとして設けるようにすることも可能である。

## 【0085】

DVDプレーヤ1のファームウェア20は、最初にステップS101において、パーソナルコンピュータ2のライセンスマネージャ62に対してIDを要求する。パーソナルコンピュータ2のライセンスマネージャ62は、ステップS102でID要求信号を受け取ると、EEPROM50に記憶されているIDを読み出し、ステップS103で、これをDVDプレーヤ1に伝送する。DVDプレーヤ1のファームウェア20は、ステップS104でこのIDを受け取ると、ステップS105で次式を演算する。

$H = \text{hash}(ID \mid \mid service\_key)$

## 【0086】

さらに、ファームウェア20は、ステップS106で鍵skを生成し、ステップS107で次式を演算する。

$e = sk \quad (+) \quad pRNG(H)$

## 【0087】

なお、 $A \oplus B$ は、AとBの排他的論理和の演算を意味する。

## 【0088】

すなわち、疑似ランダム発生キーpRNGにステップS105で求めたHを入力することで得られた結果、pRNG(H)と、ステップS106で生成した鍵skのビット毎の排他的論理和を演算することで、鍵SKを暗号化する。

## 【0089】

次に、ステップS108で、ファームウェア20は、eをパーソナルコンピュータ2に伝送する。

## 【0090】

パーソナルコンピュータ2においては、ステップS109でこれを受信し、ステップS110で、次式を演算する。

10

20

30

40

50

$sk' = e \oplus G(LK') \oplus pRNG(LK)$

【0091】

すなわち、DVDプレーヤ1から伝送されてきたe、EEPROM50に記憶されている関数Gに、やはりEEPROM50に記憶されているLK'を適用して得られる値G(LK')、並びに、EEPROM50に記憶されているLK'を、やはりEEPROM50に記憶されている疑似乱数発生関数pRNGに適用して得られる結果pRNG(LK)の排他的論理和を演算し、鍵sk'を得る。

【0092】

ここで、次式に示すように、 $sk = sk'$ となる。

$sk' = e \oplus G(LK') \oplus pRNG(LK)$

$= sk \oplus pRNG(H) \oplus R \oplus pRNG(LK)$

$= sk \oplus pRNG(H) \oplus pRNG(H) \oplus pRNG(LK) \oplus pRNG(LK)$

$= sk$

【0093】

このようにして、ソースとしてのDVDプレーヤ1とシンクとしてのパソコンコンピュータ2は、同一の鍵sk, sk'を共有することができる。LK, LK'を作ることができるのは、著作権者だけであるので、ソースが不正に、LK, LK'を作ろうとしても作ることができないので、より安全性を高めることができる。

【0094】

以上においては、ソースとシンクにおいて認証を行うようにしたが、例えばパソコンコンピュータ2には、通常、任意のアプリケーションプログラムをロードして用いることができる。そして、このアプリケーションプログラムとしては、不正に作成したものが使用される場合もある。従って、各アプリケーションプログラム毎に、著作権者から許可を得たものであるか否かを判定する必要がある。そこで、図3に示すように、各アプリケーション部61とライセンスマネージャ62との間においても、上述したように、認証処理を行うようにすることができる。この場合、ライセンスマネージャ62がソースとなり、アプリケーション部61がシンクとなる。

【0095】

次に、以上のようにして、認証が行われた後（暗号鍵の共有が行われた後）、暗号鍵を用いて、ソースから暗号化したデータをシンクに転送し、シンクにおいて、この暗号化したデータを復号する場合の動作について説明する。

【0096】

図10に示すように、DVDプレーヤ1、あるいは光磁気ディスク装置3のように、内部の機能が一般ユーザに解放されていない装置においては、1394バス11を介して授受されるデータの暗号化と復号の処理は、それぞれ1394インターフェース26または1394インターフェース36で行われる。この暗号化と復号化には、セッションキーSと時変キーiが用いられるが、このセッションキーSと時変キーi（正確には、時変キーiを生成するためのキーi'）は、それぞれファームウェア20またはファームウェア30から、1394インターフェース26または1394インターフェース36に供給される。セッションキーSは、初期値として用いられる初期値キーSsと時変キーiを攪乱するために用いられる攪乱キーSiとにより構成されている。この初期値キーSsと攪乱キーSiは、上述した認証において生成された暗号鍵sk（=sk'）の所定のビット数の上位ビットと下位ビットにより、それぞれ構成するようにすることができる。このセッションキーSは、セッション毎に（例えば、1つの映画情報毎に、あるいは、1回の再生毎に）、適宜、更新される。これに対して、攪乱キーSiとキーi'から生成される時変キーiは、1つのセッション内において、頻繁に更新されるキーであり、例えば、所定のタイミングにおける時刻情報などを用いることができる。

【0097】

いま、ソースとしてのDVDプレーヤ1から再生出力した映像データを1394バス11を介して光磁気ディスク装置3とパソコンコンピュータ2に伝送し、それぞれにおいて

10

20

30

40

50

復号するものとする。この場合、DVDプレーヤ1においては、1394インターフェース26において、セッションキーSと時変キーiを用いて暗号化処理が行われる。光磁気ディスク装置3においては、1394インターフェース36において、セッションキーSと時変キーiを用いて復号処理が行われる。

【0098】

これに対して、パーソナルコンピュータ2においては、ライセンスマネージャ62が、セッションキーSのうち、初期値キーSsをアプリケーション部61に供給し、攪乱キーSiと時変キーi（正確には、時変キーiを生成するためのキーi'）を1394インターフェース49（リンク部分）に供給する。そして、1394インターフェース49において、攪乱キーSiとキーi'から時変キーiが生成され、時変キーiを用いて復号が行われ、その後復号されたデータをアプリケーション部61において、さらにセッションキーS（正確には、初期値キーSs）を用いて復号が行われる。

【0099】

このように、パーソナルコンピュータ2においては、内部バス51が、ユーザに解放されているので、1394インターフェース49により第1段階の復号だけを行い、まだ暗号の状態としておく。そして、アプリケーション部61において、さらに第2段階の復号を行い、平文にする。これにより、パーソナルコンピュータ2に対して、適宜、機能を付加して、内部バス51において授受されるデータ（平文）をハードディスク47や他の装置にコピーすることを禁止させる。

【0100】

このように、この発明の実施の形態においては、内部バスが解放されていないCE装置においては、暗号化、または復号処理は、セッションキーSと時変キーiを用いて1度に行われるが、内部バスが解放されている装置（パーソナルコンピュータ2など）においては、復号処理が、時変キーiを用いた復号処理と、セッションキーSを用いた復号処理に分けて行われる。このように、1段階の復号処理と、2段階に分けた復号処理の両方ができるようにするには、次式を成立させることが必要となる。

$$\text{Dec}(S, \text{Dec}(i, \text{Enc}(\text{algo}(S + i), \text{Data})) = \text{Data}$$

【0101】

なお、上記式において、algo(S + i)は、所定のアルゴリズムにセッションキーSと時変キーiを入力して得られた結果を表している。

【0102】

図11は、上記式を満足する1394インターフェース26の構成例を表している。この構成例においては、アディティブジェネレータ71により生成したmビットのデータが、シュリンクジェネレータ73に供給されている。また、LFSR(Linear Feedback Shift Register)72が1ビットのデータを出力し、シュリンクジェネレータ73に供給している。シュリンクジェネレータ73は、LFSR72の出力に対応して、アディティブジェネレータ71の出力を選択し、選択したデータを暗号鍵として加算器74に出力している。加算器74は、入力された平文（1394バス11に伝送するmビットのデータ）と、シュリンクジェネレータ73より供給されるmビットのデータ（暗号鍵）とを加算し、加算した結果を暗号文（暗号化されたデータ）として、1394バス11に出力するようになされている。

【0103】

加算器74の加算処理は、 $\text{mod } 2^m$ （^はべき乗を意味する）で、シュリンクジェネレータ73の出力と平文を加算することを意味する。換言すれば、mビットのデータ同志が加算され、キャリオーバを無視した加算値が出力される。

【0104】

図12は、図11に示した1394インターフェース26のさらにより詳細な構成例を表している。ファームウェア20から出力されたセッションキーSのうち、初期値キーSsは、加算器81を介してレジスタ82に転送され、保持される。この初期値キーSsは、例えば、55ワード（1ワードは8ビット乃至32ビットの幅を有する）により構成される。

10

20

30

40

50

また、ファームウェア 20 から供給されたセッションキー S のうちの、例えば LSB 側の 32 ビットで構成される攪乱キー Si は、レジスタ 85 に保持される。

【0105】

レジスタ 84 には、キー  $i'$  が保持される。このキー  $i'$  は、例えば 1394 バス 11 を介して 1 個のパケットが伝送される毎に、2 ビットのキー  $i'$  がレジスタ 84 に供給され、16 パケット分の(32 ビット分の)キー  $i'$  がレジスタ 84 に保持されたとき、加算器 86 により、レジスタ 85 に保持されている 32 ビットの攪乱キー Si と加算され、最終的な時変キー  $i$  として加算器 81 に供給される。加算器 81 は、そのときレジスタ 82 に保持されている値と加算器 86 より供給された時変キー  $i$  を加算し、その加算結果をレジスタ 82 に供給し、保持させる。

10

【0106】

レジスタ 82 のワードのビット数が、例えば 8 ビットである場合、加算器 86 より出力される時変キー  $i$  が 32 ビットであるので、時変キー  $i$  を 4 分割して、各 8 ビットをレジスタ 82 の所定のアドレス(0 乃至 54)のワードに加算するようとする。

【0107】

このようにして、レジスタ 82 には、最初に初期値キー Ss が保持されるが、その後、この値は、16 パケット分の暗号文を伝送する毎に、時変キー  $i$  で更新される。

【0108】

加算器 83 は、レジスタ 82 に保持されている 55 ワードのうちの所定の 2 ワード(図 12 に示されているタイミングの場合、アドレス 23 とアドレス 54 のワード)を選択し、その選択した 2 ワードを加算して、シュリンクジェネレータ 73 に出力する。また、この加算器 73 の出力は、図 12 に示すタイミングでは、レジスタ 82 のアドレス 0 に転送され、前の保持値に代えて保持される。

20

【0109】

そして、次のタイミングにおいては、加算器 83 に供給されるレジスタ 82 の 2 ワードのアドレスは、アドレス 54 とアドレス 23 から、それぞれアドレス 53 とアドレス 22 に、1 ワード分だけ、図中上方に移動され、加算器 83 の出力で更新されるアドレスも、図中、より上方のアドレスに移動される。ただし、アドレス 0 より上方のアドレスは存在しないので、この場合には、アドレス 54 に移動する。

30

【0110】

なお、加算器 81, 83, 86 では、排他的論理和を演算させることも可能である。

【0111】

LFSR 72 は、例えば、図 13 に示すように、n ビットのシフトレジスタ 101 と、シフトレジスタ 101 の n ビットのうちの所定のビット(レジスタ)の値を加算する加算器 102 により構成されている。シフトレジスタ 101 は、加算器 102 より供給されるビットを、図中最も左側のレジスタ  $b_n$  に保持すると、それまでそこに保持されていたデータを右側のレジスタ  $b_{n-1}$  にシフトする。レジスタ  $b_{n-1}, b_{n-2}, \dots$  も、同様の処理を行う。そして、さらに次のタイミングでは、各ビットの値を加算器 102 で加算した値を再び、図中最も左側のビット  $b_n$  に保持させる。以上の動作が順次繰り返されて、図中最も右側のレジスタ  $b_1$  から出力が 1 ビットずつ順次出力される。

40

【0112】

図 13 は、一般的な構成例であるが、例えば、より具体的には、LFSR 72 を図 14 に示すように構成することができる。この構成例においては、シフトレジスタ 101 が 31 ビットにより構成され、その図中右端のレジスタ  $b_1$  の値と左端のレジスタ  $b_{31}$  の値が、加算器 102 で加算され、加算された結果がレジスタ  $b_{31}$  に帰還されるようになされている。

【0113】

LFSR 72 より出力された 1 ビットのデータが論理 1 であるとき、条件判定部 91 は、アディティブジェネレータ 71 の加算器 83 より供給された m ビットのデータをそのまま F

50

I F O 9 2 に転送し、保持させる。これに対して、LFSR 7 2 より供給された 1 ビットのデータが論理 0 であるとき、条件判定部 9 1 は、加算器 8 3 より供給された m ビットのデータを受け付けず、暗号化処理を中断させる。このようにして、シュリンクジェネレータ 7 3 の F I F O 9 2 には、アディティブジェネレータ 7 1 で生成した m ビットのデータのうち、LFSR 7 2 が論理 1 を出力したタイミングのもののみが選択され、保持される。

【 0 1 1 4 】

F I F O 9 2 により保持した m ビットのデータが、暗号鍵として、加算器 7 4 に供給され、伝送されるべき平文のデータ (DVDからの再生データ) に加算されて、暗号文が生成される。

【 0 1 1 5 】

暗号化されたデータは、DVDプレーヤ 1 から 1 3 9 4 バス 1 1 を介して光磁気ディスク装置 3 とパーソナルコンピュータ 2 に供給される。

【 0 1 1 6 】

光磁気ディスク装置 3 は、1 3 9 4 インタフェース 3 6 において、1 3 9 4 バス 1 1 から受信したデータを復号するために、図 1 5 に示すような構成を有している。この構成例においては、シュリンクジェネレータ 1 7 3 にアディティブジェネレータ 1 7 1 の出力する m ビットのデータと、LFSR 1 7 2 が出力する 1 ビットのデータが供給されている。そして、シュリンクジェネレータ 1 7 3 の出力する m ビットの鍵が、減算器 1 7 4 に供給されている。減算器 1 7 4 は、暗号文からシュリンクジェネレータ 1 7 3 より供給される鍵を減算して、平文を復号する。

【 0 1 1 7 】

すなわち、図 1 5 に示す構成は、図 1 1 に示す構成と基本的に同様の構成とされており、図 1 1 における加算器 7 4 が、減算器 1 7 4 に変更されている点だけが異なっている。

【 0 1 1 8 】

図 1 6 は、図 1 5 に示す構成のより詳細な構成例を表している。この構成も、基本的に図 1 2 に示した構成と同様の構成とされているが、図 1 2 における加算器 7 4 が、減算器 1 7 4 に変更されている。その他のアディティブジェネレータ 1 7 1 、LFSR 1 7 2 、シュリンクジェネレータ 1 7 3 、加算器 1 8 1 、レジスタ 1 8 2 、加算器 1 8 3 、レジスタ 1 8 4 、1 8 5 、加算器 1 8 6 、条件判定部 1 9 1 、F I F O 1 9 2 は、図 1 2 におけるアディティブジェネレータ 7 1 、LFSR 7 2 、シュリンクジェネレータ 7 3 、加算器 8 1 、レジスタ 8 2 、加算器 8 3 、レジスタ 8 4 、8 5 、加算器 8 6 、条件判定部 9 1 、および F I F O 9 2 に対応している。

【 0 1 1 9 】

従って、その動作は、基本的に図 1 2 に示した場合と同様であるので、その説明は省略するが、図 1 6 の例においては、シュリンクジェネレータ 1 7 3 の F I F O 1 9 2 より出力された m ビットの鍵が、減算器 1 7 4 において、暗号文から減算されて平文が復号される。

【 0 1 2 0 】

以上のように、1 3 9 4 インタフェース 3 6 においては、セッションキー S (初期値キー Ss と攪乱キー Si) と時変キー i を用いて、暗号化データが 1 度に復号される。

【 0 1 2 1 】

これに対して、上述したように、パーソナルコンピュータ 2 においては、1 3 9 4 インタフェース 4 9 とアプリケーション部 6 1 において、それぞれ個別に、2 段階に分けて復号が行われる。

【 0 1 2 2 】

図 1 7 は、1 3 9 4 インタフェース 4 9 において、ハード的に復号を行う場合の構成例を表しており、その基本的構成は、図 1 5 に示した場合と同様である。すなわち、この場合においても、アディティブジェネレータ 2 7 1 、LFSR 2 7 2 、シュリンクジェネレータ 2 7 3 、および減算器 2 7 4 により 1 3 9 4 インタフェース 4 9 が構成されており、これらは、図 1 5 におけるアディティブジェネレータ 1 7 1 、LFSR 1 7 2 、シュリンクジェネ

10

20

30

40

50

レータ 173、および減算器 174 と基本的に同様の構成とされている。ただし、図 17 の構成例においては、アディティブジェネレータ 271 に対して、ライセンスマネージャ 62 から、時変キー  $i$  を生成するためのキー  $i'$  と、セッションキー  $S$  のうち、時変キー  $i$  を攪乱するための攪乱キー  $Si$  としては、図 15 における場合と同様のキーが供給されるが、初期値キー  $Ss$  としては、全てのビットが 0 である単位元が供給される。

#### 【0123】

すなわち、図 18 に示すように、初期値キー  $Ss$  の全てのビットが 0 とされるので、実質的に、初期値キー  $Ss$  が存在しない場合と同様に、時変キー  $i$  だけに基づいて暗号鍵が生成される。その結果、減算器 274 においては、暗号文の時変キー  $i$  に基づく復号だけが行われる。まだ初期値キー  $Ss$  に基づく復号が行われていないので、この復号の結果得られるデータは、完全な平文とはなっておらず、暗号文の状態になっている。従って、このデータを内部バス 51 から取り込み、ハードディスク 47 や、その他の記録媒体に記録したとしても、それをそのまま利用することができない。

#### 【0124】

そして、以上のようにして、1394 インタフェース 49 において、ハード的に時変キー  $i$  に基づいて復号されたデータをソフト的に復号するアプリケーション部 61 の構成は、図 19 に示すように、アディティブジェネレータ 371、LFSR 372、シュリンクジェネレータ 373 および減算器 374 により構成される。その基本的構成は、図 15 に示したアディティブジェネレータ 171、LFSR 172、シュリンクジェネレータ 173、および減算器 174 と同様の構成となっている。

#### 【0125】

ただし、セッションキー  $S$  のうち、初期値キー  $Ss$  は、図 15 における場合と同様に、通常の初期値キーが供給されるが、時変キー  $i$  を生成するための攪乱キー  $Si$  とキー  $i'$  は、それぞれ全てのビットが 0 である単位元のデータとされる。

#### 【0126】

その結果、図 20 にその詳細を示すように（そのアディティブジェネレータ 371 乃至 FIFO 392 は、図 16 におけるアディティブジェネレータ 171 乃至 FIFO 192 に対応している）、レジスタ 384 に保持されるキー  $i'$  とレジスタ 385 に保持される攪乱キー  $Si$  は、全てのビットが 0 であるため、加算器 386 の出力する時変キー  $i$  も全てのビットが 0 となり、実質的に時変キー  $i$  が存在しない場合と同様の動作が行われる。すなわち、初期値キー  $Ss$  だけに基づく暗号鍵が生成される。そして、減算器 374 においては、このようにして生成された暗号鍵に基づいて暗号文が平文に復号される。上述したように、この暗号文は、1394 インタフェース 49 において、時変キー  $i$  に基づいて第 1 段階の復号が行われているものであるので、ここで、初期値キー  $Ss$  に基づいて第 2 段階の復号を行うことで、完全な平文を得ることができる。

#### 【0127】

光磁気ディスク装置 3 においては、以上のようにして暗号文が復号されると、CPU 31 が、復号されたデータをドライブ 35 に供給し、光磁気ディスクに記録させる。

#### 【0128】

一方、パーソナルコンピュータ 2 においては、CPU 41（アプリケーション部 61）が、以上のようにして復号されたデータを、例えばハードディスク 47 に供給し、記録させる。パーソナルコンピュータ 2 においては、拡張ボード 48 として所定のボードを接続して、内部バス 51 で授受されるデータをモニタすることができるが、内部バス 51 に伝送されるデータを最終的に復号することができるには、アプリケーション部 61 があるので、拡張ボード 48 は、1394 インタフェース 49 で、時変キー  $i$  に基づく復号が行われたデータ（まだ、セッションキー  $S$  に基づく復号が行われていないデータ）をモニタすることができたとしても、完全に平文に戻されたデータをモニタすることはできない。そこで、不正なコピーが防止される。

#### 【0129】

なお、セッションキーの共有は、例えば、Diffie-Hellman 法などを用いて行うようにす

10

20

30

40

50

ることも可能である。

【0130】

なお、この他、例えばパーソナルコンピュータ2における1394インターフェース49またはアプリケーション部61の処理能力が比較的低く、復号処理を行うことができない場合には、セッションキーと時変キーのいずれか、あるいは両方をソース側において、単位元で構成するようにし、シンク側においても、これらを単位元で用いるようにすれば、実施的にセッションキーと時変キーを使用しないで、データの授受が可能となる。ただし、そのようにすれば、データが不正にコピーされるおそれが高くなる。

【0131】

アプリケーション部61そのものが、不正にコピーしたものである場合、復号したデータが不正にコピーされてしまう恐れがあるが、上述したようにアプリケーション部61をライセンスマネージャ62で認証するようにすれば、これを防止することが可能である。

【0132】

この場合の認証方法としては、共通鍵暗号方式の他、公開鍵暗号方式を用いたデジタル署名を利用することができます。

【0133】

以上の図11、図12、図15乃至図20に示す構成は、準同形(homomorphism)の関係を満足するものとなっている。すなわち、キー $K_1, K_2$ がガロアフィールドGの要素であるとき、両者の群演算の結果、 $K_1 \cdot K_2$ もガロアフィールドGの要素となる。そして、さらに、所定の関数Hについて次式が成立する。

$$H(K_1 \cdot K_2) = H(K_1) \cdot H(K_2)$$

【0134】

図21は、さらに1394インターフェース26の他の構成例を表している。この構成例においては、セッションキーSがLFSR501乃至503に供給され、初期設定されるようになされている。LFSR501乃至503の幅 $n_1$ 乃至 $n_3$ は、それぞれ20ビット程度で、それぞれの幅 $n_1$ 乃至 $n_3$ は、相互に素になるように構成される。従って、例えば、セッションキーSのうち、例えば、上位 $n_1$ ビットがLFSR501に初期設定され、次の上位 $n_2$ ビットがLFSR502に初期設定され、さらに次の上位 $n_3$ ビットがLFSR503に初期設定される。

【0135】

LFSR501乃至503は、クロッキングファンクション506より、例えば論理1のイネーブル信号が入力されたとき、mビットだけシフト動作を行い、mビットのデータを出力する。mの値は、例えば、8, 16, 32, 40などとすることができます。

【0136】

LFSR501とLFSR502の出力は、加算器504に入力され、加算される。加算器504の加算値のうち、キャリー成分は、クロッキングファンクション506に供給され、sum成分は、加算器505に供給され、LFSR503の出力と加算される。加算器505のキャリー成分は、クロッキングファンクション506に供給され、sum成分は、排他的論理和回路508に供給される。

【0137】

クロッキングファンクション506は、加算器504と加算器505より供給されるデータの組み合わせが、00, 01, 10, 11のいずれかであるので、これらに対応して、LFSR501乃至503に対して、000乃至111のいずれか1つの組み合わせのデータを出力する。LFSR501乃至503は、論理1が入力されたとき、mビットのシフト動作を行い、新たなmビットのデータを出力し、論理0が入力されたとき、前回出力した場合と同一のmビットのデータを出力する。

【0138】

排他的論理和回路508は、加算器505の出力するsum成分とレジスタ507に保持された時変キーiの排他的論理和を演算し、その演算結果を排他的論理和回路509に出力する。排他的論理和回路509は、入力された平文と、排他的論理和回路508より入

10

20

30

40

50

力された暗号鍵の排他的論理和を演算し、演算結果を暗号文として出力する。

【0139】

図22は、光磁気ディスク装置3における1394インターフェース36の構成例を表している。この構成例におけるLFSR601乃至排他的論理和回路609は、図21におけるLFSR501乃至排他的論理和回路509と同様の構成とされている。従って、その動作も、基本的に同様となるので、その説明は省略する。ただし、図21の構成例においては、暗号化処理が行われるのに対して、図22の構成例においては、復号処理が行われる。

【0140】

図23は、パーソナルコンピュータ2の1394インターフェース49の構成例を表している。この構成例におけるLFSR701乃至排他的論理和回路709も、図22における、LFSR601乃至排他的論理和回路609と同様の構成とされている。ただし、LFSR701乃至703に初期設定されるセッションキーSは、全てのビットが0の単位元とされている。従って、この場合、実質的にレジスタ707に保持された時変キーiだけに対応して復号化処理が行われる。

【0141】

図24は、パーソナルコンピュータ2のアプリケーション部61の構成例を表している。この構成例におけるLFSR801乃至排他的論理和回路809は、図22における、LFSR601乃至排他的論理和回路609と基本的に同様の構成とされている。ただし、レジスタ807に入力される時変キーiが、全てのビットが0である単位元とされている点のみが異なっている。従って、この構成例の場合、セッションキーSだけに基づいて暗号鍵が生成され、復号処理が行われる。

【0142】

なお、図19、図20、および図24に示す処理は、アプリケーション部61において行われるので、ソフト的に処理されるものである。

【0143】

以上においては、DVDプレーヤ1をソースとし、パーソナルコンピュータ2と光磁気ディスク装置3をシンクとしたが、いずれの装置をソースとするかシンクとするかは任意である。

【0144】

また、各電子機器を接続する外部バスも、1394バスに限らず、種々のバスを利用することができます、それに接続する電子機器も、上述した例に限らず、任意の装置とすることができます。

【0145】

以上のように、機能の変更がユーザに開放されていない第1の情報処理装置においては、第1の鍵と、データを復号しているとき、所定のタイミングで変更される第2の鍵を用いて、暗号鍵を生成するようにし、機能の変更がユーザに開放されている第2の情報処理装置においては、第1の鍵と、第2の鍵の一方を用いて生成した第1の暗号鍵で、暗号化されているデータを復号し、第1の鍵と第2の鍵の他方を用いて生成した第2の暗号鍵を用いて、その復号されたデータをさらに復号するようにする場合、より安全な情報処理システムを実現することが可能となる。

【0146】

また、第1の暗号鍵と、データを復号しているとき、所定のタイミングで変更される第2の暗号鍵を、ソフトウェアプログラムで生成するようにする場合、アプリケーションプログラム毎に復号を行うことが可能となり、不正なコピーをより確実に防止することが可能となる。

【図面の簡単な説明】

【0147】

【図1】本発明を適用した情報処理システムの構成例を示すブロック図である。

【図2】図1のDVDプレーヤ1、パーソナルコンピュータ2、および光磁気ディスク装置3の内部の構成例を示すブロック図である。

10

20

30

40

50

【図3】認証処理を説明する図である。

【図4】認証処理を説明するタイミングチャートである。

【図5】node\_unique\_IDのフォーマットを示す図である。

【図6】他の認証処理を説明するタイミングチャートである。

【図7】さらに他の認証処理を説明するタイミングチャートである。

【図8】他の認証処理を説明するタイミングチャートである。

【図9】他の認証処理を説明するタイミングチャートである。

【図10】暗号化処理を説明するブロック図である。

【図11】図10の1394インターフェース26の構成例を示すブロック図である。

【図12】図11の1394インターフェース26のより詳細な構成例を示すブロック図である。  
10

【図13】図12のLFSR72のより詳細な構成例を示すブロック図である。

【図14】図13のLFSR72のより具体的な構成例を示すブロック図である。

【図15】図10の1394インターフェース36の構成例を示すブロック図である。

【図16】図15の1394インターフェース36のより詳細な構成例を示すブロック図である。

【図17】図10の1394インターフェース49の構成例を示すブロック図である。

【図18】図17の1394インターフェース49のより詳細な構成例を示すブロック図である。

【図19】図10のアプリケーション部61の構成例を示すブロック図である。

【図20】図19のアプリケーション部61のより詳細な構成例を示すブロック図である。  
20

【図21】図10の1394インターフェース26の他の構成例を示すブロック図である。

【図22】図10の1394インターフェース36の他の構成例を示すブロック図である。

【図23】図10の1394インターフェース49の他の構成例を示すブロック図である。

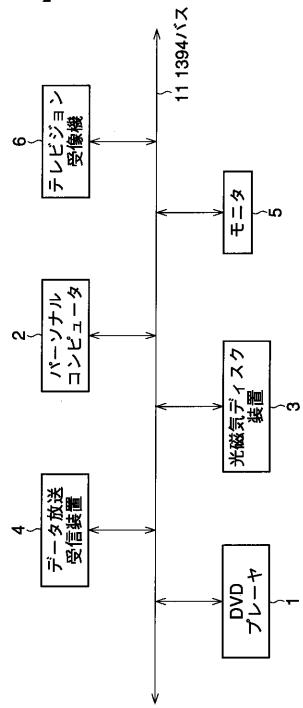
【図24】図10のアプリケーション部61の他の構成例を示すブロック図である。

#### 【符号の説明】

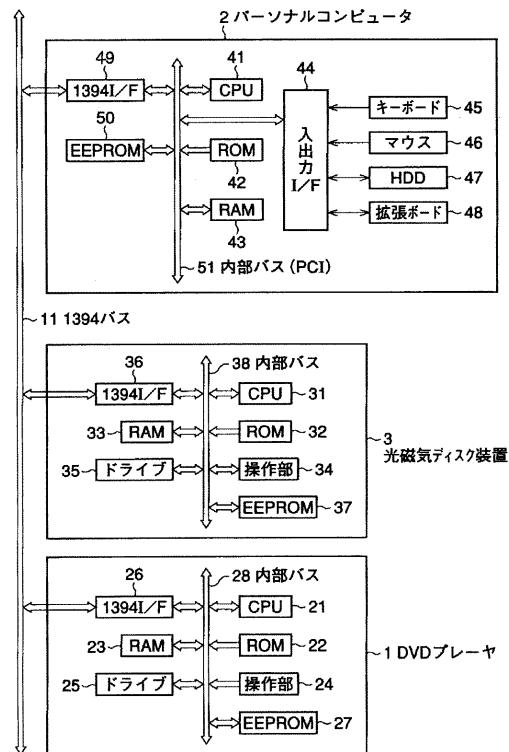
##### 【0148】

1	DVDプレーヤ	,	2	パーソナルコンピュータ	,	3	光磁気ディスク装置	,	1				
1	1394バス	,	20	ファームウェア	,	21	CPU	,	25	ドライブ	,	26	30
1394インターフェース	,	27	EEPROM	,	31	CPU	,	35	ドライブ	,	36		
1394インターフェース	,	37	EEPROM	,	41	CPU	,	47	ハードディスク	,			
48	拡張ボード	,	49	1394インターフェース	,	50	EEPROM	,	51	内部			
バス	,	61	アプリケーション部	,	62	ライセンスマネージャ							

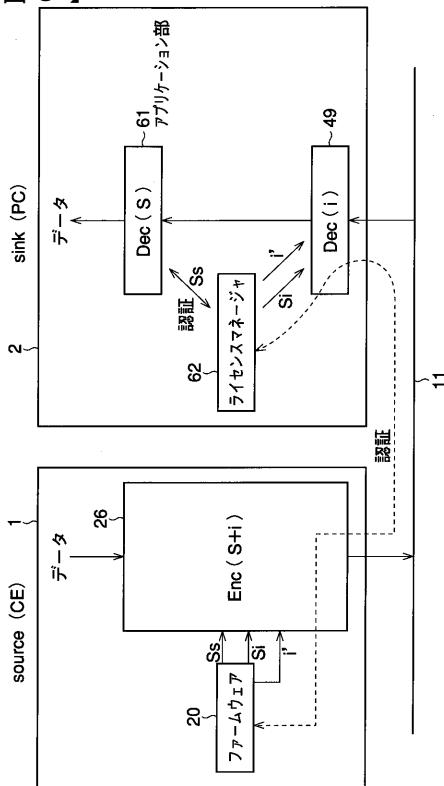
【 図 1 】



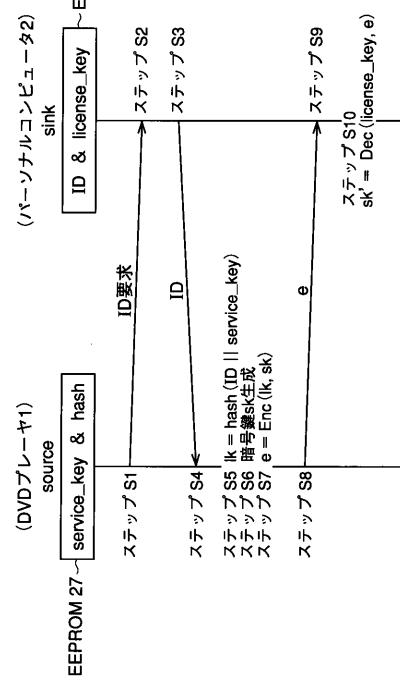
【図2】



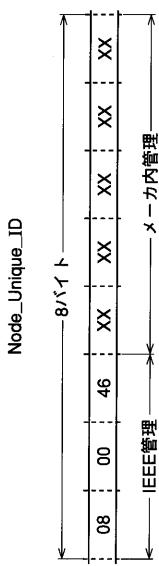
【図3】



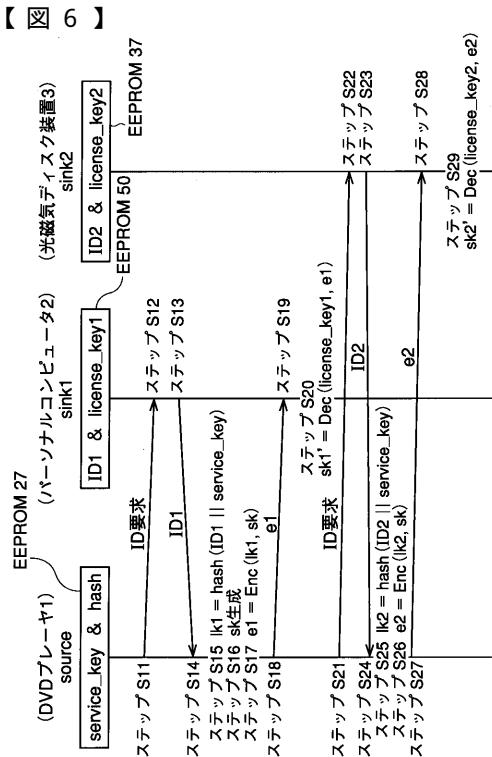
【 図 4 】



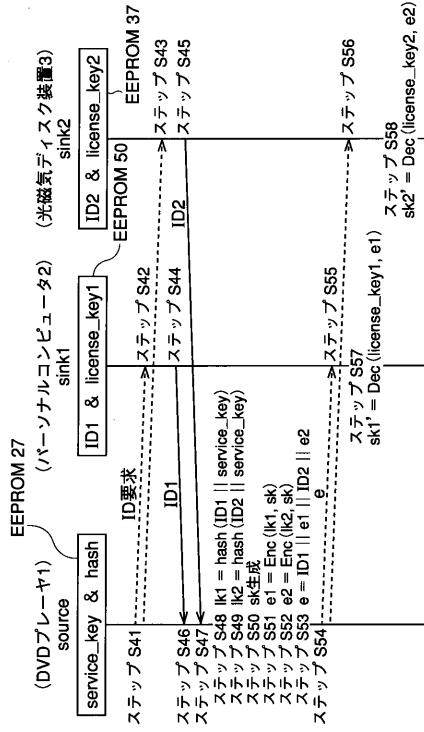
【図5】



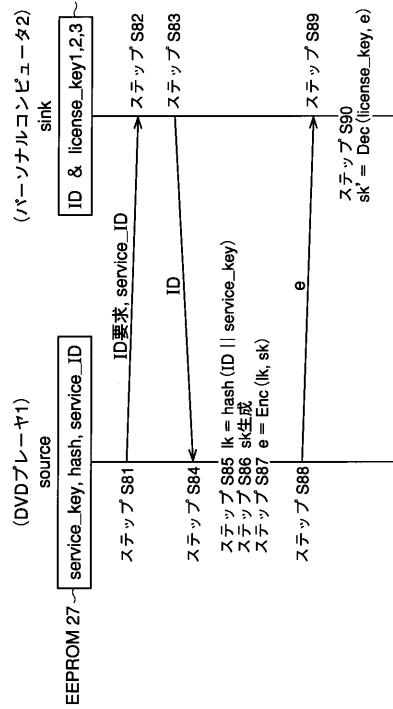
【図6】



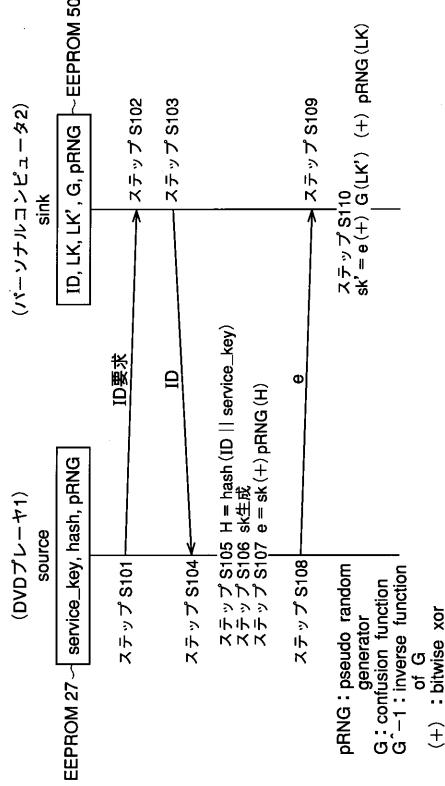
【図7】



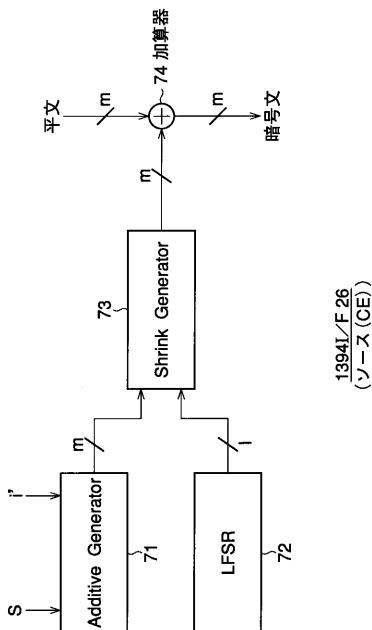
【図8】



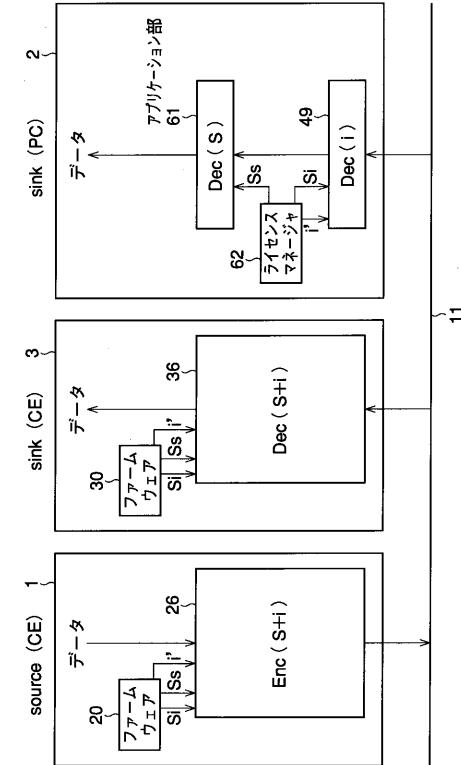
〔 図 9 〕



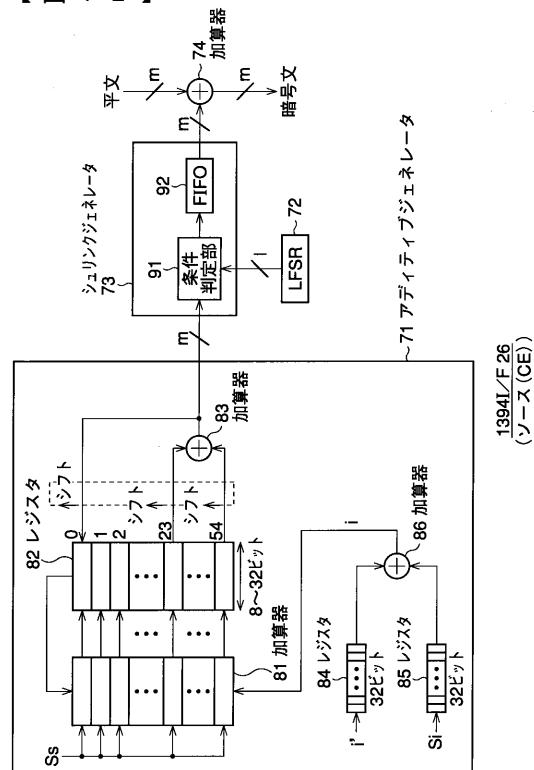
【 図 1 1 】



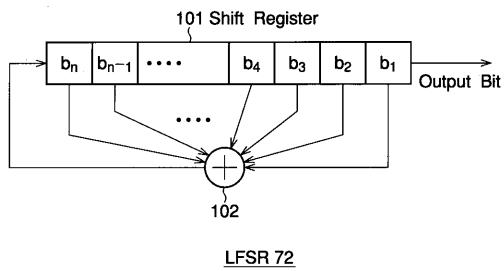
【 図 10 】



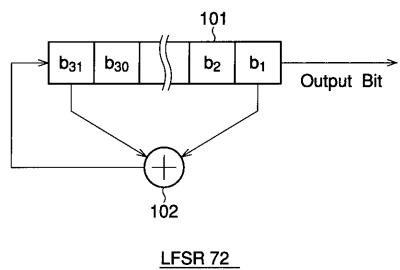
【 図 1 2 】



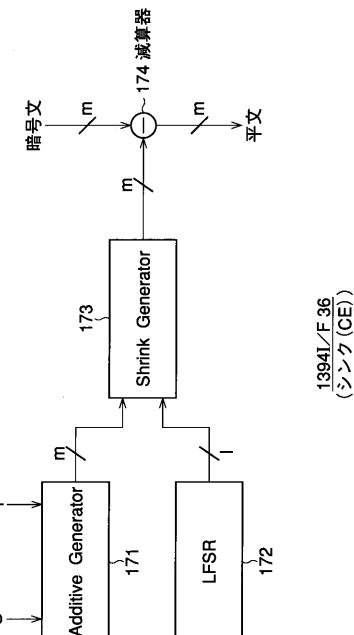
【図13】



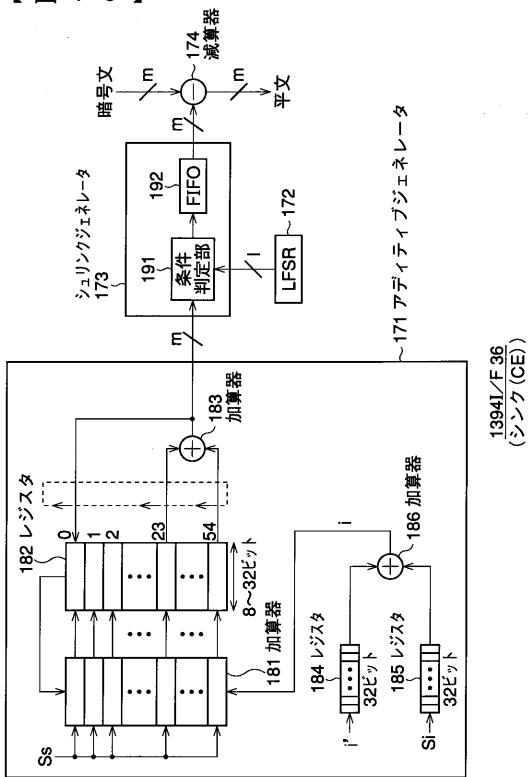
【図14】



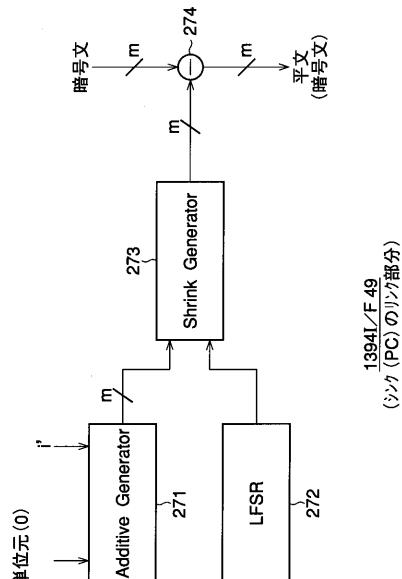
【図15】



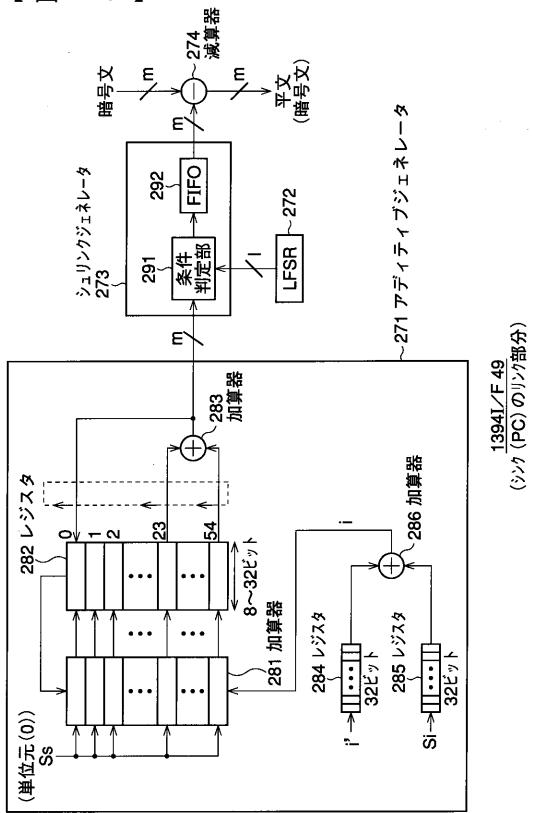
【図16】



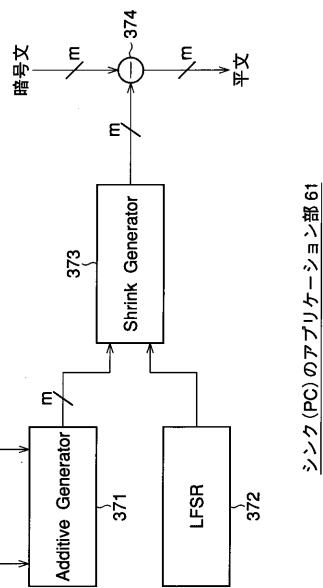
【図17】



【図 18】

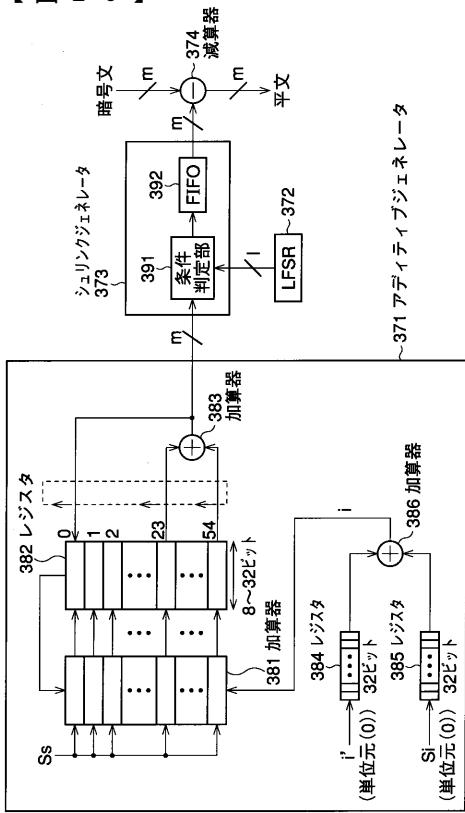


【図 19】

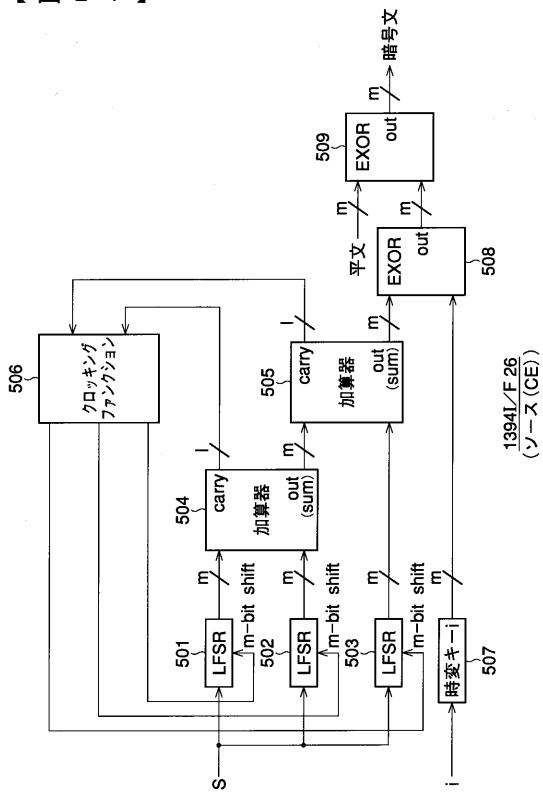


1394/F 49  
(シグナル(PC)のシグナル部分)

【図 20】

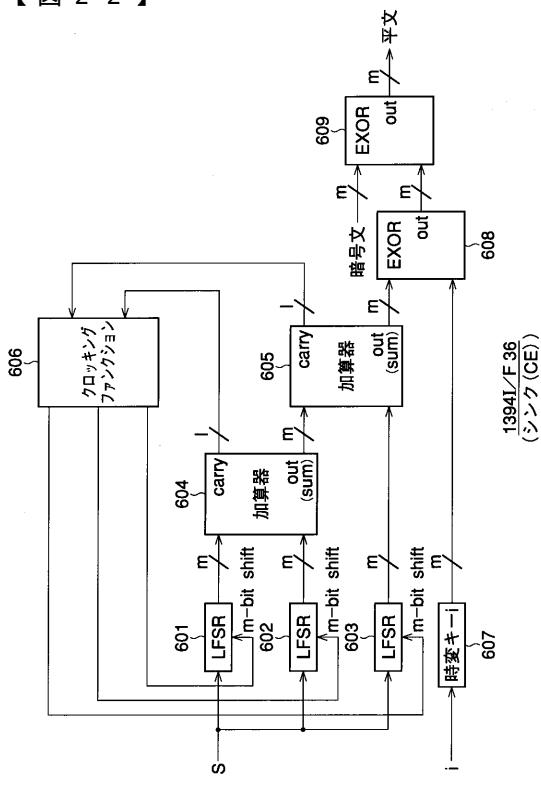


【図 21】

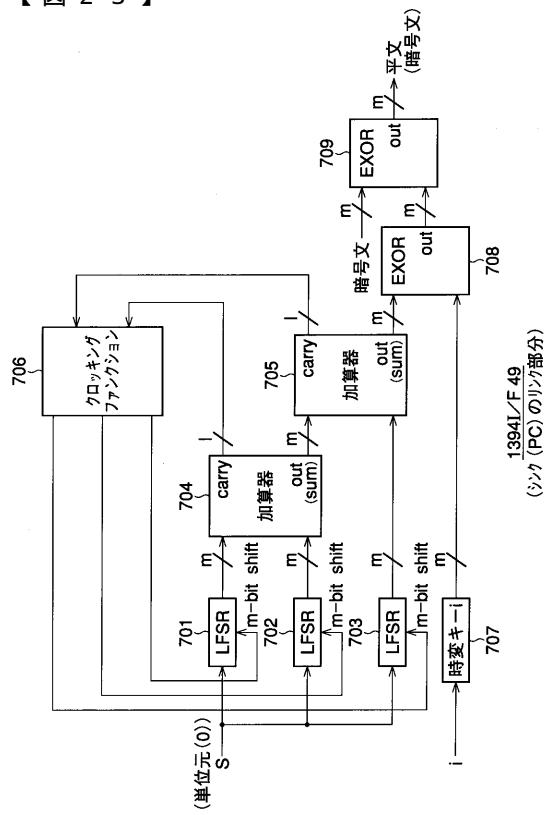


シンク(PC)のアプリケーション部 61

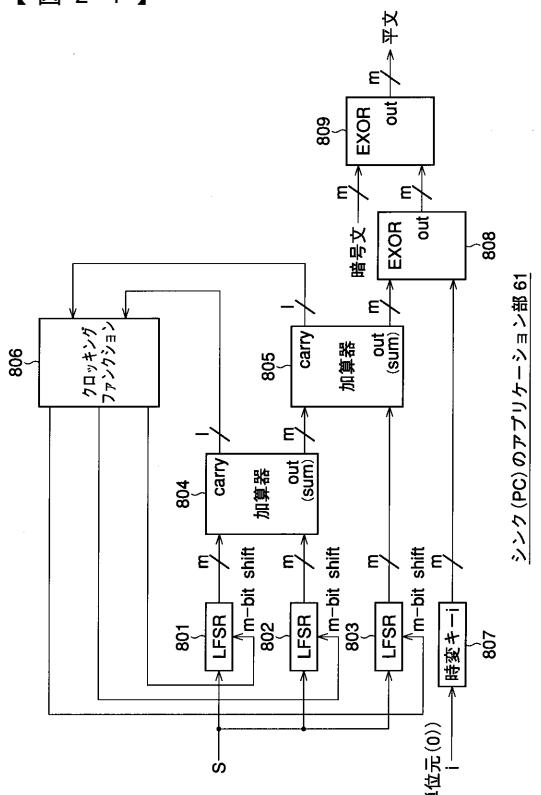
【図22】



【図23】



【図24】



---

フロントページの続き

(72)発明者 佐藤 真

東京都品川区北品川 6 丁目 7 番 35 号 ソニー株式会社内

(72)発明者 嶋 久登

東京都品川区北品川 6 丁目 7 番 35 号 ソニー株式会社内

(72)発明者 浅野 智之

東京都品川区北品川 6 丁目 7 番 35 号 ソニー株式会社内

F ターム(参考) 5J104 AA12 AA16 AA32 EA04 EA15 EA16 JA03 MA05 NA02 NA27

NA37 PA14